

高速道路における関係府県警察相互間の協定について（例規）

〔最終改正 平成29. 12. 8 例規交企第39号〕
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この協定は、高速道路（高速自動車国道及び自動車専用道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定するものに限る。）をいう。）における一体的統一的な警察活動を行うため、関係府県警察相互間の職権行使の区域、交通事故事件の送致、警ら区域、協力援助体制等、必要な事項を定めたものです。